

令和元年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金

活動組織募集案内（申請前に必ずお読みください）

募集期間 令和元年 9 月 2 日～令和元年 9 月 30 日

福岡県森林組合連合会
（地域協議会）

地域住民等が中心となった民間組織（活動組織）が実施する、地域の里山林の保全管理等の取組に対し、一定の費用を国（県、市町村）が支援します。なお、交付金の申請にあたっては、福岡県森林組合連合会（地域協議会）に申込みをしてください。

1 目的

活動組織は、集落等を構成する区域において、構成員による活動を通じ、地域の森林の資源の利用を図ることを目的として設立する。

2 対象となる活動組織

活動組織は、森林所有者、地域住民、自治会等の地域の実情に応じた、3 名以上の者で構成する。

※活動組織は、「7 交付金の要件」を満たす必要があります。

3 対象となる森林

本交付金の対象となる森林は、活動計画の初年度における事業実施期間の開始時点において、**森林経営計画が策定されていない森林**です。また、申請事務手続きをする前に、森林の所有者の方と最低3カ年間の協定を結ぶ必要があります。

4 事業実施期間

新規に採択を申請する活動組織は、令和元年度から令和 3 年度までの 3 年間の活動として活動組織の規約（様式第 10 号）・協定書（様式第 11 号）・活動計画書（様式第 12 号）・計画図面・採択申請書（様式第 13 号）を作成してください。

年度ごとの活動については、毎年採択申請書（様式第 13 号）・活動計画書（様式第 12 号）・計画図面を提出して頂きます。審査の結果、前年度において採択を受けた場合でも、次年度において採択を受けられない場合があります。

年度内の活動は、採択申請書を提出し、審査会を経て、採択決定通知後から活動（里山林の整備、物品の注文購入、委託契約、保険加入等）を始めることができます。活動完了日は 2 月中旬までを目安とし、2 月末日までに実施状況報告書（様式第 20 号）、また証憑等必要書類をすべて提出するようにしてください。

5 タイプ別メニューと交付単価

(1) 交付単価

種類	単価	活動内容
①活動推進費 ※初年度のみ	11.25 万円 (15 万円)	現地の林況調査、活動計画に基づく話し合い、当面の活動に必要な消耗品の購入等
②地域環境保全 タイプ (里山林保全)	12 万円/ha (16 万円/ha)	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
③地域環境保全 タイプ (侵入竹除去・ 竹林整備)	28.5 万円/ha (38 万円/ha)	竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
④森林資源利用 タイプ	12 万円/ha (16 万円/ha)	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
⑤森林機能強化 タイプ	800 円/m (1 千円/m)	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り
⑥資機材・施設の 整備	1/2 以内 (一部 1/3 以内)	地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ又は森林機能強化タイプの実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置

※単価欄の()書きは地方公共団体による補助を加えた場合の単価です。

(2) 主なタイプ別要件等

主な要件は下記のとおりです。記載事項以外にもいろいろな条件がありますので、交付金活用にあたりは、実施要領、手引き等をよく読んで、申請手続きを始めてください。

- ア 活動推進費は、事業開始の初年度のみ認められます(既に申請済みの組織は対象外)
- イ 地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ及び森林機能強化タイプの同一年度の同一箇所で重複適用は認められません。
- ウ 地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプはha当たりの単価であるため、面的な活動が求められます。歩道・作業道の作設、土留め等は面的な里山林の整備作業と組み合わせて実施してください。
- エ 活動組織で行うことが難しい危険な作業等については、一部を森林組合などに作業委託することができます。(活動全体を委託することは認められません)
- オ 森林機能強化タイプの活動は、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動を効果的に実施し、もしくはこれらの活動の実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施することができます (例えば当該里山林に到達するために必要となる歩道や作業道等の整備)。ただし、計画期間内に同里山林内で地域環境保全タイプまたは森林資源利用タイプの活動を実施する必要があります。(同一年度の実施は不可)
- カ 資機材・施設は、活動規模、活動面積、活動内容に合った適切なものを対象とします。活動計画内容に沿って必要なものを計画的に申請してください。複数の購入はそれぞれ金額の1/2 または 1/3(百円未満切り捨て)とし、購入後は活動組織で管理し、処分制限期間内に処分又は目的外使用した場合は、交付金を返還していただきます。
なお、中古品の購入は認められません。

6 交付金の使途

区分	使 途
5タイプ別メニュー欄に掲げる ①～⑤	人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品(⑥に掲げるものを除く)、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
5タイプ別メニュー欄に掲げる ⑥(購入額の1/2)	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、あずまや(休憩や作業を行うための簡易建屋)、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器、設置費等(汎用性のある物品等は対象外)
5タイプ別メニュー欄に掲げる ⑥(購入額の1/3)	林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋

- ※ 土地の借上料、食料費、振込手数料、資機材購入に伴う代引き手数料等は対象外です。
- ※ 機材等に係るメンテナンス費用は対象外です。
- ※ 電気工具は対象外です。

7 交付金活用の要件

(1) 活動組織の要件

- ア 代表者が定められていること
- イ 活動対象里山林が所在する市町村又は隣接する市町村に事務所があること。
- ウ 活動組織の運営に関する規約等が定められていること。(様式第 10 号)
- エ 会費の徴収等により自立的に活動できる組織であること。
- オ 活動期間中に安全講習や森林施業技術の向上の講習を実施すること。
- カ 活動組織の構成員が地域の多様な者で構成されていること。
- キ 活動内容が、地元の自治体、自治会、集落などのニーズに対応するなど地域の活性化に寄与していること。
- ク 活動に必要な安全装備を備えること及び傷害保険に加入すること。
- ケ 活動計画書に活動の目標と活動結果のモニタリング調査方法が記載されていること。

(2) 利用協定等

- ア 活動組織の代表者と里山林の所有者の間で下記の事項を定めた協定(様式第 11 号)を 3 年間以上締結していること。
 - (1) 協定の締結者の住所及び氏名
 - (2) 協定の目的
 - (3) 協定期間
 - (4) 協定の対象となる里山林(登記地目を確認)
 - (5) 森林経営計画の確認等
 - (6) 活動計画
 - (7) その他必要な事項
- イ 地目が田・畑など山林以外の場合は、非農地証明書等の書類が必要となります。
- ウ 活動組織や活動組織の構成員が里山林の所有者である場合には、登記簿等の所有や権限が確認できるもので代えることができます。

(3) その他の要件

- ア 事業開始年度より 3 年間の活動計画を策定し、3 年以上の継続した活動を行うこと。
(活動が継続できなかった場合には、初年度に遡って交付金の返還が求められる場合があります。)
- イ 本交付金事業の経理は、他の事業と区別して経理を行い、金融機関に専用の預金口座を設けること。

- ウ 本交付金事業に関する要綱・要領その他関係書類の内容に沿って活動を行うこと。
- エ 本交付金事業に必要な事務処理や書類の整理が出来ること。地域協議会で定める期日までに、必要書類を作成し、提出できること。
- オ 連絡のやり取りや必要書類の作成等に、パソコン、電子メール、ワード・エクセル等が使えること。

7 申請手続き等について

(1) 対象となる里山林の要件を確認

対象となる里山林が所在する市町村に次の事を事前にご確認ください。

- ア 森林経営計画又は森林施業計画の策定されていないこと。
(各市町村に確認していただきます。)
- イ その他の土地利用上の制約の有無。
※例えば、景観保護条例等、登記地目が農地の場合は、非農地証明書等が必要。
- ウ 活動する里山林が保安林等の場合、作業許可の申請が必要ですので、ご注意ください。

(2) 書類の作成

- ア 次の表の①～⑥の書類を作成し、提出期限までに福岡県森林組合連合会へ提出してください。
- イ ⑧～⑫は、該当する活動組織のみが提出してください。
- ウ 書類作成にあたり、必要な書類の様式は、福岡県森林組合連合会にお問い合わせください。
- エ 申請にかかる費用は自己負担となります。

(3) 提出書類一覧

書類の種類	様式番号	提出年度
①活動組織規約、参加同意書	様式第 10 号	初年度申請時に提出。 計画期間内にその内容に変更があった場合はその都度提出する。
②協定書	様式第 11 号	
③活動計画書	様式第 12 号	
④計画図(森林計画図が望ましい)	1/5000 かそれ以上に詳細な縮尺で面積を図測できるレベルの図面であること。縮尺が掲載されていること。各年度の活動範囲、活動タイプ等を分かりやすく図示すること。	

⑤森林簿等	対象となる里山林の面積等が記載された森林簿等。また、図測、実測にて面積を測定した資料。	
⑥採択申請書	様式第 13 号	毎年度申請時に提出。
⑦資機材等購入理由書、見積書(2 者以上)、カタログ等	資機材・施設の整備を申請する場合 資機材が複数の場合は個別金額の 1/2 または 1/3	
⑧申請者概要	新規で申請する活動組織、また代表者・事務担当者の変更があった場合	初年度申請時、また変更があった時。
⑨安全対策 ・緊急時の連絡体制表 ・安全管理計画書	新規で申請する活動組織、また代表者・安全管理責任者の変更等があった場合	
⑩4年以上同一箇所で行う理由書	(別添)4年以上同一箇所で行う理由について	4年以上同一箇所を申請する時。

(4) 受付期間

令和元年 9 月 2 日(月)から令和元年 9 月 30 日(月)最終日到着分まで

上記期間内に必要書類一式を提出してください。申請日は、受付期間内の日付としてください。申請書類が到着後、内容に関する問い合わせや現地確認を行い、追加書類の提出を求める場合があります。内容に不備が多い場合は、求めに対して速やかに対応いただかない場合は、審査の対象になれません。

(5) 申請にあたっての注意事項

- ア 地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプの里山林の面積は、点在する箇所ごとに最低 0.1ha 以上(小数点第二位以下切り捨て)が必要です。0.1ha 未満の点在する里山林では活動の対象とする里山林と認められません。
- イ 申請する里山林の面積は、協定を締結した里山林のうち、当該年度内に活動を行う箇所の面積です。
- ウ 里山林の面積は森林計画図等の図面(縮尺 1/5000 以上)から算出しても構いません。図測できない場合は実測すること。面積は平面積とします。
- エ 森林機能強化タイプは、延長 1m 以上(小数点第一位以下切り捨て)で申請してください。延長は水平距離とします。
- オ 申請金額は、活動タイプごとに百円単位(百円未満切り捨て)で申請してください。

カ 不正行為や資機材を処分制限期間内に処分または目的外使用をした場合は、交付金を返還していただきます。

(6)その他

キ 審査の結果、採択、不採択については文書にて通知します。

ク 採択額は交付金の上限であり、最終的な交付額は活動終了時の現地状況と実施状況報告を確認した上で算定した金額となります(実績に応じて減額となることがあります)。

ケ 申請内容は、福岡県森林組合連合会、林野庁、福岡県、各市町村で情報を共有しますのでご了承ください。

8 お問い合わせ先

福岡県森林組合連合会〔地域協議会〕

事業課 森林整備係 担当:高橋

TEL 092-712-2171 FAX 092-721-9676

E-mail takahashi@fukuoka-moriren.org